

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目 次=

1. 重大事故等情報＝12件（5月28日～6月4日分）
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 乗合バスの火災事故
 - (3) 貸切バスと路面電車の接触事故
 - (4) 貸切バスの衝突事故
 - (5) 法人タクシーと路面電車の衝突事故
 - (6) 法人タクシーの死傷事故①
 - (7) 法人タクシーの死傷事故②
 - (8) 法人タクシーの死傷事故③
 - (9) 法人タクシーの死傷事故④
 - (10) トラックの多重追突事故①
 - (11) トラックの多重追突事故②
 - (12) 自家用有償自動車の転落横転事故
2. 「不正改造車を排除する運動」強化月間中です！
3. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
4. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
5. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されている場合は、行政処分の対象になります！
6. 自動車製作業者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
7. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
8. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
9. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
10. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
11. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
12. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
13. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
14. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
15. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

【1. 重大事故等情報=12件】（5月28日～6月4日分）

(1) 乗合バスの車内事故

5月28日（木）午前9時28分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客約50名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客 1 名が重傷を負った。

事故は、バスが赤信号により停止した状態から発進したところ、車内中央付近に立っていた乗客が転倒した模様。

(2) 乗合バスの火災事故

5月30日（土）午前9時3分頃、熊本県の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、バスのエンジン付近から火災が発生した。この事故による負傷者はない。

事故は、ファンベルトのプーリ（歯車）が固着したことにより、ベルトの摩擦により出火した模様。

(3) 貸切バスと路面電車の接触事故

5月29日（金）午前8時30分頃、鹿児島県の市道交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客28名を乗せて運行中、貸切バスと路面電車が接触した。

この事故により、路面電車の乗客 1 名が破損したガラスで軽傷を負った。

事故は、バスが右折しようと交差点内で停止していたところへ、バスの右側後方から進行してきた路面電車が通過する際、バスの右側ミラーと路面電車の左側ミラーとが接触し路面電車のガラスが破損したもの。

(4) 貸切バスの衝突事故

6月4日(木)午後3時50分頃、奈良県の国道交差点において、新潟県に営業所を置く貸切バスが乗客・添乗員21名を乗せて運行中、対向の乗用車と衝突後、信号機の支柱に衝突した。

この事故により、乗客・添乗員合わせて21名が軽傷を負った。

事故は、Uターンしていた対向車線の乗用車と、直進していた貸切バスが衝突し、そのはずみで貸切バスが信号機の支柱に衝突した模様。

(5) 法人タクシーと路面電車の衝突事故

5月29日（金）午前11時57分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、路面電車と衝突した。

この事故により、タクシーの運転者と路面電車の乗客2名が軽傷を負った。

事故は、片側1車線の直線道路において、タクシーが後方から接近した路面電車に気付かずUターンをしようとして軌道上へ進入したところ、路面電車の左側面

に衝突した模様。

(6) 法人タクシーの死傷事故①

5月30日（土）午前2時46分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路上で横臥していた歩行者を碾過する事故が発生した。

この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡した。

事故は、タクシーが片側2車線の左側車線を走行中、横臥していた者に気付くのが遅れ、碾過した模様。

(7) 法人タクシーの死傷事故②

6月2日（火）午後8時46分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、前方に投げ出された二輪車の運転者をはねる死傷事故が発生した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

事故は、左側車線において乗用車と二輪車が衝突し、二輪車の運転者が右側車線を走行していたタクシー前方に投げ出されたことから、タクシーは避けられず、はねた模様。

(8) 法人タクシーの死傷事故③

6月3日（水）午前1時17分頃、熊本県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、道路上へ飛び出してきた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者は死亡した。

事業者によると、事故は、横断歩道等がある交差点を通過した先の、路面電車の停留所付近において、突然、歩行者が姿を現したため、タクシーは避けられず、はねた模様。

(9) 法人タクシーの死傷事故④

6月4日（木）午前5時15分頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、車道を横断中の歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡した。

事故は、タクシーが見通しの良い直線道路において、制限速度の40km/hで走行中、右側から車道を横断してきた歩行者に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した模様。

なお、当時は雨が降っており、その上、歩行者は上下黒のトレーナーに黒色の帽子をかぶっていたとのこと。

(10) トラックの多重追突事故①

6月1日（月）午前6時25分頃、神奈川県の高速道路において、静岡県に営業

所を置くトラックが運行中、乗用車に追突し、合計8台が関係する多重追突事故が発生した。

この事故により、1名が重傷を負い、9名が軽傷を負った。

事故は、片側3車線の追越車線において、トラックが渋滞中の最後尾の乗用車に追突した。

トラック運転者は、前方不注意により過失運転障害の疑いで逮捕された模様。

(11) トラックの多重追突事故②

6月2日（火）午前7時頃、東京都の自動車専用道路において、埼玉県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車に追突し、合計5台が関係する多重追突事故が発生した。

この事故により、追突された乗用車の乗員2名が重傷を負い、追突された他の車両の10名が軽傷を負った。

事故は、トラックの運転者が、渋滞で停止していた車両に気付くのが遅れ、追突した模様。

(12) 自家用有償自動車の転落横転事故

6月1日（月）午後2時20分頃、宮崎県の市道において、同県のコミュニティバス（自家用有償旅客運送）が乗客1名を乗せて運行中、道路左側の田に転落横転した。

この事故により、乗客 1 名が軽傷を負った。

事故は、運転者が料金箱に気をとられ前方不注意となった際、車両左前輪が側溝に落ち、そのまま道路左側の田に転落横転した模様。

【2. 「不正改造車を排除する運動」強化月間中です！】

～街頭検査などを実施し、不正改造車を市場から排除します～

特に二輪車を対象とした効果的な街頭検査を実施！

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっています。

また、最近では、部品の取付けや取り外しによって保安基準に適合しなくなるにもかかわらず、違法であるとの認識がないままに改造を行っている使用者も見受けられます。

このため、国土交通省は、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現することとしております。特に6月は強化月間として、さらに強力に運動します。

今年度においては、二輪車について、違法マフラー排除を目的とした街頭検査

を、警察当局とも連携して重点的に実施することとしております。

【実施事項】

1. 全国で 168 回の街頭検査を計画
 2. 「不正改造車・黒煙 110 番」の設置
 3. 不正改造実施者に対する立入検査等
 4. 自動車使用者等への啓発

詳しくはこちらをご覧ください。

→ URL : http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000107.html

【3. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）】

バスについては、人身事故に繋がりやすい「車内での転倒事故」や、「横断中の歩行者・自転車との接触事故」の防止の更なる推進が喫緊の課題となっているため、平成26年4月に関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で、「バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）」を設置致しました。

平成26年度は、「乗合バスの車内事故防止」をテーマに、最近の車内事故発生状況や、乗合バスの車内事故を防止するための具体的な取組方、課題等に関する情報を共有し、検討メンバー各社がトライアルを実施するなどの検討を行い、今般、車内事故防止に、より効果が期待できると考えられる取組を事例としてまとめました。今後、これらの取組事例を参考に、車内事故のさらなる防止に取り組んでまいります。

なお、バスは走行中、不意な飛び出しなどによる事故を避けるため、やむを得ず急ブレーキや急ハンドルをすることがあります。車内のバス利用者が転倒するなどの事故につながってしまうケースもあります。バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf

【4. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところです。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自

動車事故調査委員会」が昨年6月に発足したところであります。

先般、次の調査事案2件について、報告書が議決されたことを受け、4月15日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

- ・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
- ・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

【5. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！】

平成27年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所においても、運行管理者の選任が必要となりました。（注）

5月1日以降に運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象となります。なお、処分基準における運行管理者の選任違反（選任なし）は、30日間の事業停止処分が科せられます。

（注）専ら靈きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存する営業所等、許可等にあたりその業務の範囲を限定して行われている営業所について、事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認められるものとして、地方運輸局長により公示された営業所については、保有車両数が5両未満でも運行管理者を選任する義務はありません。

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）（抄）

第18条（運行管理者の選任）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成25年3月29日

施行：平成25年5月1日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf>

【6. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります。】

H27.4.30、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等に対して、『自動車製作者等が提供する点検及び整備に関する情報に基づく確実な自動車の保守管理の実施について』を通達しましたので、お知らせします。

通達の概要は以下のとおりですので、ご承知おきください。

自動車の定期交換部品は、自動車製作者等が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第57条の2の規定に基づき、通常の点検ではその後の安全性を確保しうる期間を予想しにくい部品等について、その品目及び標準的な交換時期を明示して、自動車使用者に対し一定の期間ごとに交換することを推奨しているものです。

また、自動車使用者は、車両法第47条の規定に基づき、自動車製作者等が提供する定期交換部品を含む点検及び整備に関する技術上の情報等を参考として、自動車の使用の状況、自動車の構造・装置に応じた所要の点検及び整備を行う義務があります。

今般、4月16日付けで日本トレクス株式会社より同社製大型トレーラの制動装置（スプリングチャンバ）に係る改善対策届出（平成27年改善対策届出番号470）がなされたところですが、本届出の背景には、当該トレーラの多くの使用者が、定期交換部品であるスプリングチャンバについて交換期限を超えて使用していたため、ブレーキ系統のエア漏れによって駐車ブレーキが作動しブレーキの引き摺りを生じたことが原因の車両火災事故が、過去5年間で57件発生しています。

このように定期交換部品を自動車製作者等が定めた期間を超えて使用することは、重大な事故に繋がるおそれがあることから、貴会傘下会員に対して上記大型トレーラのブレーキチャンバをはじめ、定期交換部品の推奨期間毎の交換の必要性と確実な保守管理の実施について周知徹底願います。

【7. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！】

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダル

のシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of small, light-colored diamond shapes.

【8. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいます。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

【9. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!】

平成25年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとめましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

【10. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha Tk2_000033.html

【11. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

【12. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月公表）を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日から施行。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/base_line.html

A decorative horizontal border consisting of a repeating pattern of diamond shapes.

【13. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
 - ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
 - ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
 - ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【14. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

【15. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思いま

す。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、
今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
 - ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
 - ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
 - ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
 - ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
 - ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
 - ・H19年6月：SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 國土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

【参考】

*自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
 - ・フリーダイヤル受付 0120-744-960
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)
 - ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

